

令和2年度 愛媛県国民健康保険運営協議会 結果概要

○開催日時 令和3年2月22日（月）15：30～17：00

○開催場所 愛媛県庁第二別館 4階 労働委員会室

○出席委員数 9名（2名欠席）

○次第及び内容

- 1 開 会
- 2 保健福祉部社会福祉医療局長あいさつ
- 3 議 題

議題1 令和元年度愛媛県国保特別会計決算及び令和2年度愛媛県国保特別会計予算について

【被用者保険代表委員】

健康保険組合においては、多額の前期高齢者交付金を負担しており、一部では組合の解散がみられるなど、負担が重くなってきている状況にあるが、今回、配布いただいた資料では、そうした健康保険組合の負担状況が確認できない。今後の資料作成にあたっては、前期高齢者交付金等を被用者保険等が負担していることを明記してほしい。

【事務局】

承知した。御指摘を踏まえ、来年度の資料から工夫したい。

議題2 「愛媛県国民健康保険運営方針」の改定について【諮問事項】

【被用者保険代表委員】

将来の医療費推計（各年度の医療費総額）について、現行の国保運営方針では増加しているが、改定（案）では減少しているのはなぜか。

【事務局】

将来の医療費推計は、1人当たり医療費見込額に、被保険者の見込数を乗じて算定しており、現行の国保運営方針を作成した時点では微増するという結果になったが、今回の改定にあたって、直近のデータを活用して、同様の計算をしたところ、減少する結果となった。

1人当たり医療費は年々増加しているが、それ以上に被保険者数の減少幅が大きいことが主な原因であり、近年の被用者保険の適用拡大で、国保から被用者保険への異動者が増加していることが、大きな要因と考えている。

【被用者保険代表委員】

近年、県内市町の保険料収納率が上がっているが、どのような取組みや努力があったのか。

【事務局】

コンビニ収納を開始するなど収納の機会を増やしているほか、悪質な滞納者に対する滞納処分の強化なども収納率の向上に繋がっていると考えている。

【会長】

事務局から説明・諮問があったとおり、愛媛県国民健康保険運営方針の改定（案）については、近年の国の動向や県内市町等との複数回にわたる協議を踏まえ、取りまとめられたものであり、当協議会としては、事務局の案が適当と考えるがよろしいか。

【運営協議会】

異議なし

【会長】

では、事務局案を適当と認めることで、当協議会の方針を取りまとめさせていただきます。

議題3 令和3年度国保事業費納付金等の算定について【諮問事項】

【保険医又は保険薬剤師代表委員】

新型コロナウイルス感染症の影響により、今後、人々の文化が変わっていくものと感じている。

医療費の観点から言うと、新型コロナウイルス感染症に罹患した患者の入院治療費（一部負担金等）は、現在、二類感染症相当として、その全額を公費で負担しているが、今後、その取扱いがどのように変わるかは全くの未知数であり、二類感染症相当ではなくなった場合には、医療費負担が増大することになる。

また、企業倒産の増加に伴い、被用者保険から国保に異動してくる方がどの程度増加するのか、そうなった場合における被保険者の所得状況を含めた、国保の財政状況がどうなるかについても不透明な状況にある。

現在は、3年程度のスパンで、国保に係る大きな方針等を検討しているが、こうした状況を踏まえると、3年間ということではなく、必要に応じて柔軟に対応できる仕組みを構築しておく必要があるのではないか。

【事務局】

国保事業費納付金については、毎年度の状況を踏まえて適切に算定しており、今後も、急激な負担増にならないよう配慮していく。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、国保運営方針等の記載事項に限らず、あらゆる事項が不透明な状況にあるため、これまで以上に臨機応援に対応していきたいと考えており、委員の皆様には、引き続き御協力をお願いしたい。

【会長】

事務局から説明があったとおり、納付金の徴収に関する事項のうち、当協議会に諮問のあった「保険料激変緩和措置」については、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、被保険者の保険料負担に激変が生じないように配慮しているほか、近年の1人当たり給付費等の伸びなどの実態に沿ったものであることから、当協議会としては、事務局の案が適当と考えるがよろしいか。

【運営協議会】

異議なし

【会長】

では、事務局案を適当と認めることで、当協議会の方針を取りまとめさせていただきます。

議題4 その他（近年の国の動向等について）

【被用者保険代表委員】

国保に対しては、毎年3,400億円という多額の公費が投入され、基盤強化が図られているが、その公費には、消費税の増税分や後期高齢者支援金制度への総報酬割導入に伴い確保した財源が充当されており、健康保険組合や共済組合においては、大きな負担となっている。

来年度からは、こうした国保制度に対する助成や他制度からの支援の背景についても説明いただきたい。

【事務局】

国保制度が、他の保険者等からの多大なる支援のもとに成り立っていることは、十分に承知している。

御指摘を踏まえ、来年度以降、国保の財政運営に関する説明を工夫したい。

【保険医又は保険薬剤師代表委員】

保険者努力支援制度について、本県への交付額は、他の都道府県と比べてどうなのか。

【事務局】

保険者努力支援制度については、被保険者1人当たり交付額による全国順位が公表されている。本県の順位は、平成30年度は46位と低かったことから、取組を強化したところ、令和元年度は10位、令和2年度が17位という状況にあり、今後も、今の順位に満足することなく、更なる取組を進めていきたい。

【公益代表】

国が設定している保険者努力支援制度の評価指標は、妥当なものか。もし実態にあわないものがある場合には、都道府県から国に意見できる仕組みがあるのか。

【事務局】

保険者努力支援制度については、国が開催している国保基盤強化協議会ワーキンググループにおいて、評価指標の案が提示され、代表で参加している都道府県や市町村との意見調整が行われている。

また、評価指標については、年々そのハードルが上がっており、中には、国保における取組だけでは完結しない、がん検診や歯科健診に係る項目も一定数存在するが、全体的に妥当な評価指標となっていると感じている。